

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款 E）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧										
<p>第1条～第16条、表1、表2（変更なし）</p> <p>表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>アミタ株式会社を2次処分委託先とする最終処分の場所として</u> <u>麻生セメント株式会社苅田工場他20先を追加</u></p> <p style="text-align: center;">(2022年7月20日)</p>	<p>第1条～第16条、表1、表2（省略）</p> <p>表3（省略）</p> <p style="text-align: center;">(2022年6月8日)</p>										
<p>第1条～第16条、表1（変更なし）</p> <p>表2 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分の場所、方法及び処理能力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">産業廃棄物の種類</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">処分事業場</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">繊維くず：0900</td> <td style="padding: 2px;"><u>川崎工場混合を追加</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">動植物性残渣：1000</td> <td style="padding: 2px;"><u>川崎工場混合を追加</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">金属くず：1200</td> <td style="padding: 2px;"><u>川崎工場混合を追加</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ガラス・陶磁器くず：1300</td> <td style="padding: 2px;"><u>川崎工場固化不溶化を追加</u></td> </tr> </table> <p>表3（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">(2022年10月6日)</p>	産業廃棄物の種類	処分事業場	繊維くず：0900	<u>川崎工場混合を追加</u>	動植物性残渣：1000	<u>川崎工場混合を追加</u>	金属くず：1200	<u>川崎工場混合を追加</u>	ガラス・陶磁器くず：1300	<u>川崎工場固化不溶化を追加</u>	<p>第1条～第16条、表1（省略）</p> <p>表2（省略）</p> <p>表3（省略）</p> <p style="text-align: center;">(2022年7月20日)</p>
産業廃棄物の種類	処分事業場										
繊維くず：0900	<u>川崎工場混合を追加</u>										
動植物性残渣：1000	<u>川崎工場混合を追加</u>										
金属くず：1200	<u>川崎工場混合を追加</u>										
ガラス・陶磁器くず：1300	<u>川崎工場固化不溶化を追加</u>										
<p>第1条～第16条、表1、表2（変更なし）</p> <p>表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>㉙八戸セメント㈱を追加</u></p> <p><u>アミタ株式会社の商号変更・分社による</u> <u>アミタサーチューラー株式会社（東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7）を2次処分委託先とする最終処分の場所</u></p> <p style="text-align: center;">(2023年2月28日)</p>	<p>第1条～第16条、表1、表2（省略）</p> <p>表3（省略）</p> <p><u>アミタ株式会社（東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7）を2次処分委託先とする最終処分の場所</u></p> <p style="text-align: center;">(2022年10月6日)</p>										
<p>第1条～第16条、表1、表2（変更なし）</p> <p>表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>7 UBE 三菱セメント㈱九州工場苅田第2地区</u> <u>名称修正</u> <u>Ⓐ-5 UBE 三菱セメント㈱九州工場苅田第2地区</u> <u>名称修正</u></p> <p style="text-align: center;">(2024年7月1日)</p>	<p>第1条～第16条、表1、表2（省略）</p> <p>表3 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(2023年2月28日)</p>										
第1条～第16条、表1～表3（変更なし）	第1条～第16条、表1～表3（省略）										

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款 E）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
<p>表 3 最終処分場の場所、方法及び処理能力</p> <p>5、Ⓐ-4 UBE 三菱セメント㈱ <u>宇部セメント工場</u> 名称変更 <u>山口工場宇部地区</u></p> <p>6、Ⓐ-3 UBE 三菱セメント㈱ <u>伊佐セメント工場</u> 名称変更 <u>山口工場伊佐地区</u></p> <p>8 住友大阪セメント㈱ 赤穂工場 所在地変更 同地番 <u>外34筆</u></p> <p>Ⓐアミタサーチューラー株式会社 所在地変更 <u>東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地</u></p> <p>Ⓐ-22 <u>アミタサーチューラー㈱</u> <u>姫路循環資源製造所 他3先を追加</u></p> <p style="text-align: center;">(2025年6月10日)</p>	<p>表 4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(2024年11月7日)</p>
<p>第1条～第2条（変更なし）</p> <p>第3条</p> <p>1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データーシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」（令和7年12月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑦腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ②混合等により生ずる支障 ⑧日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑨石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑩水銀使用製品産廃の有無 ⑪水銀含有ばいじん等の有無 ⑫特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合 ⑬その他取扱いの注意事項</p>	<p>第1条～第2条</p> <p>第3条</p> <p>1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データーシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑦腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ②混合等により生ずる支障 ⑧日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑨石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑩水銀使用製品産廃の有無 ⑪水銀含有ばいじん等の有無 ⑫特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合 ⑬その他取扱いの注意事項</p>

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款 E）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
<p>第3条2項（変更なし）</p> <p>第3条</p> <p>3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「<u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第3版)</u>」（令和7年12月）の「容器貼付用ラベル」参照）。</p> <p>第3条4項～第16条、表1、表2（変更なし）</p> <p>表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力</p> <p>②<u>デンカ(株) 青海工場 削除</u></p> <p>Ⓐ-3 UBE 三菱セメント(株) 山口工場 伊佐地区 施設の処理能力削除 <u>1号：2,700 m³/日(24時間)《汚泥》</u></p> <p>変更に伴い、最終処分場の通し番号及び2次処分委託先コード全体を再配置</p>	<p>第3条2項（省略）</p> <p>第3条</p> <p>3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「<u>廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)</u>」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。</p> <p>第3条4項～第16条、表1、表2（省略）</p> <p>表3</p> <p>（省略）</p>
2026年1月5日	(2025年6月10日)